



# ハトネッツ 家財保険

賃貸住宅を取り巻くリスクから、  
**3つの補償**であなたの暮らしを  
がっちりガード!

自室に收容されている  
**家財の補償**

賃貸住宅戸室の  
**修理費用等の  
補償**

第三者や  
大家さんに対する  
**損害賠償の  
補償**



このパンフレットは「ハトネッツ家財保険（賃貸住宅入居者総合保険）」の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご一読ください。

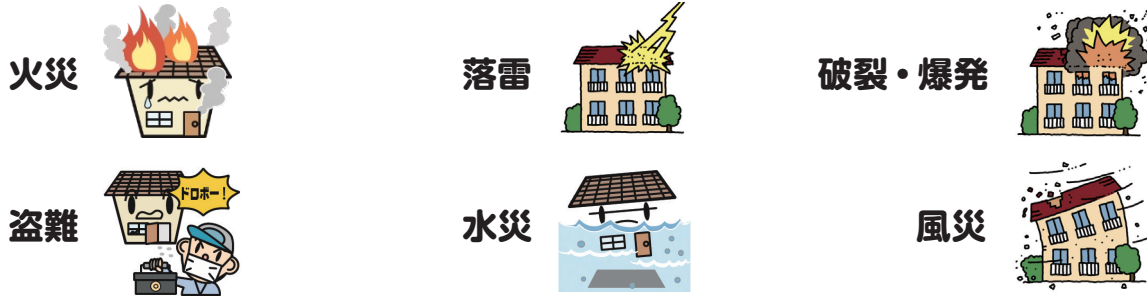


# 商品のご案内

ハトネット家財保険は、賃貸住宅を取り巻くリスクからあなたの暮らしを  
がっちりガードします。

## 家財の補償

火災や水災などの自然災害や水漏れなどの日常災害のリスクにもしっかりした備えが必要です。



## 修理費用等の補償

事故による思わぬ費用を負担することがあります。



## 日常生活のリスク

日常生活でも賠償責任を負うこともあります。  
備えておけば安心です。





## 商品について



- ハトネット家財保険は、賃貸住宅にお住いの方専用の賃貸住宅入居者総合保険です。
- 賃貸住宅にお住いの方を対象とし、入居者の方の家財補償、大家さんへの賠償責任補償や修理費用など幅広く補償します。
- ご契約プランについては、6 ページ記載の「ご契約プランと保険金額・保険料」ををご参照ください。

# 1. 家財の補償

ハトネット家財保険は、火災をはじめの様々な事故による家財の損害を幅広く補償します。また、台風や集中豪雨による家財の損害も補償します。







保険金の名称	事故の内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
家財保険金	① 火災 	隣室からの出火により自室の家財が焼失した。	以下の(ア)～(ウ)により家財に生じた損害は保険金をお支払いしません。  (ア) 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失。 (イ) 戦争、内乱、これらに類似の事変等。 (ウ) 地震、噴火、津波、また、以下の各項目による家財の損害について保険金をお支払いしません。  ・ 家財の紛失や不注意による廃棄。 ・ 家財の自然の消耗や劣化、変色など。 ・ すり傷や塗料のはがれ等、外観上の損傷や汚損で機能に支障をきたさない場合、その他にも保険金をお支払いできない場合があります。
	② 落雷 	落雷により使用中のパソコンが破損した。	
	③ 破裂・爆発 	カセットコンロのボンベが爆発して室内のテレビが破損した。	
	④ 飛来 落下衝突倒壊 	アパートに乗用車が突っ込んで自室の家財が破損した。	
	⑤ 騒乱 労働争議など 	デモ隊の投石で窓ガラスが割れ、家具が破損した。	
	⑥ 水濡れ 	上階からの水漏れで洋服ダンスと洋服が汚損した。	
風水害保険金	⑦ 風災・雪災 雹災 	竜巻が発生し、窓を突き破って瓦が部屋に飛び込んで室内のパソコンが破損した。	
	⑧ 水災 	集中豪雨で河川が氾濫して床上浸水となり家財が水没した。	
盗難保険金	⑨ 盗難 	留守中に空き巣に侵入され部屋の中の現金が盗まれた。	
破汚損保険金	⑩ 突発的な偶然な事故 	掃除中に掃除機のコードをテレビに引っ掛けてしまいテレビが破損した。	

前ページ家財保険金等に付随して、以下の各種費用保険金が支払われます。

保険金の名称		保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合
臨時費用保険金		前ページ①～⑨までの事故で保険金が支払われる場合	各種費用保険は、前ページ1の家財保険金等が支払われる場合に、付随した保険金となります。前ページ1の家財保険金等が支払われない場合（保険事故が発生していない場合）、各種費用保険金は単独ではお支払できません。
緊急宿泊費用保険金		前ページ①～⑨までの事故で保険金が支払われる場合	
災害転居費用保険金		前ページ①～⑧までの事故で保険金が支払われる場合	
残存物撤去費用保険金		前ページ①～⑧までの事故で保険金が支払われる場合	
ドアロック交換費用保険金		前ページ⑨の事故で保険金が支払われる場合	





## 2. 修理費用等の補償

ハトネッツ家財保険は、賃貸借契約に基づく入居者の修理費用を補償するほか、地震災害や孤独死事故を幅広く補償します。

保険金の名称	事故の内容	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合
地震災害費用 保険金	 地震や噴火、津波により家財が焼失または流失した。	家財を収容する賃貸住宅が全損し、家財も全損となった場合	事故発生後、翌日から10日以上経過した後に生じた損害
修理費用 保険金	 泥棒が、ガラスを割って部屋に侵入した。	前ページ1の①～⑨の事故で賃貸借契約に基づき修理費用を負担した場合	被保険者の故意による損害、賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された損害、自然の消耗もしくは劣化など、建物の主要構造部に生じた損害、壁紙や壁の表面への落書等の汚損、その他賃貸住宅の機能に支障ない損害
修理費用拡張 担保保険金	 洗面ボウルに化粧水ビンを落として、洗面ボウルを破損させた。	洗面化粧台、網入りガラス、水道管の凍結に係る修理費用、解氷費用を負担した場合	
修理費用 破汚損保険金	 掃除中に椅子を倒して間仕切りドアのガラスを割ってしまった。	前ページ⑩の事故で賃貸借契約に基づき修理費用を負担した場合	
孤立死原状回復 費用保険金	 居室内で孤独死し特殊清掃や遺品整理等が必要になった。	孤独死により居室が汚損等した場合	心理的瑕疵のみを理由とする損害
遺品整理 費用保険金	 入院中に賃借人が亡くなり、居室に残された遺品を整理した。	入居者死亡により遺品整理費用を負担した場合	居室を家主に引き渡した後の整理費用

### 3. 損害賠償の補償

ハトネッツ家財保険は、万一の事故で負担する被保険者の損害賠償責任をしっかりと補償します。

保険金の名称	事故の内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保険金	 <p>調理中に出火してしまい自室の台所を焼失させた。</p>	火災や破裂・爆発事故を起こして、賃貸住宅に損害を与えてしまった場合	貸主との間で損害賠償に関する特別な約定があり、加重された損害賠償責任、貸主に賃貸住宅を引き渡した後に発見された損害に係る損害賠償責任、被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
	 <p>ガス漏れに気づかずタバコの火をつけたら爆発し自室を損壊させた。</p>		
個人賠償責任保険金	 <p>ベランダに置いた鉢植えを落としてしまい、駐車中の車の屋根を破損させた。</p>	賃貸住宅の使用や管理に起因する偶然な事故により他人の身体や財物に損害を与え、損害賠償責任を負った場合や個人の日常生活に起因する偶然な事故で他人の身体や財物に損害を与え、損害賠償責任を負った場合	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任、同居の親族に対する損害賠償責任、自動車や銃刀の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任、臭気、排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任など
	 <p>自転車で歩道を走行中、歩行者と衝突してケガをさせた。</p>		

### 賃貸住宅に入居する際に「借家人賠償責任保険」への加入を求められるのはなぜですか？

日本では「失火の責任に関する法律（失火責任法、失火法）」があり、失火原因が故意や重過失の場合を除き、失火元（火災を発生させた人）には民法第 709 条に規定する損害賠償責任がありません。つまり、隣室から火事が発生し、自分の部屋に延焼して家財が焼失しても、火元の住人に家財の損害を賠償させることができません。このため、自分の家財に対して家財保険に加入する必要があります。

また、賃貸借契約では、借主には「原状回復義務」があります。自分が失火させて居室を焼失させた場合、この原状回復義務を行なえないと、民法第 415 条に規定する債務不履行による損害賠償責任を負う事になります。貸主は火元の入居者に損害賠償請求できるため、入居者は借家人賠償責任保険に加入して、万一失火させてしまった場合に備えておく必要があります。

# 保険金額の設定

- ① 事故が発生した場合に十分な補償を得られるよう、家財保険金額は簡易評価額を参考にご検討ください。
- ② 保険金額が家財の評価額を超えた場合は、保険金のお支払金額は評価額が限度となります。
- ③ 家財の簡易評価額がお客様の実際に所有されている家財価額と異なる場合は、お客様の実態に即した家財保険金額を選択してください。

## 【家財の簡易評価額】

入居人数	1名		2名		3名		4名以上	
世帯構成	学生 単身赴任	左記以外の 単身者	大人1人 子供1人	大人2人	大人1人 子供2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人 以上
家財価額	70万円～	100万円～	140万円～	200万円～	260万円～	300万円～	500万円～	

## 【ご契約プランと保険金額・保険料】

プラン名		スタンダード(S)プラン			ワイド(W)プラン		
入居世帯別推奨コース		単身(S)	カップル(C)	ファミリー(F)	単身(S)	カップル(C)	ファミリー(F)
家財	家財保険金	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
	風水害保険金	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
	盗難保険金	20万円	60万円	100万円	20万円	60万円	100万円
	破汚損保険金	補償されません			50万円		
費用	臨時費用保険金	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円
	緊急宿泊費用保険金	20万円					
	災害転居費用保険金	補償されません			30万円		
	残存物撤去費用保険金	5万円	15万円	25万円	5万円	15万円	25万円
	ドアロック交換費用保険金	3万円					
	孤立死原状回復費用保険金	100万円					
	遺品整理費用保険金	補償されません			50万円		
	地震災害費用保険金	20万円					
修理	修理費用保険金	100万円					
	修理費用拡張担保保険金	10万円			50万円		
	修理費用破汚損保険金	補償されません					
賠償*	借家人賠償責任保険金	1,000万円			2,000万円		
	個人賠償責任保険金						
コース名		2SS	2SC	2SF	2WS	2WC	2WF
2年間の保険料		15,000円	18,800円	22,400円	16,600円	20,200円	24,000円
コース名		SS	SC	SF	WS	WC	WF
1年間の保険料		7,500円	9,400円	11,200円	8,300円	10,100円	12,000円

\*賠償責任保険 2,000万円は弊社とジック少額短期保険との共同保険でのお引受となります。

## ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは賃貸住宅入居者総合保険の概要を説明したものです。  
ご契約にあたっては、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認下さい。
- この保険契約の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- この保険契約はご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談下さい。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代行業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 事故が起きた時、または退去などご契約内容に変更が生じた時は、遅延なく取扱代理店または弊社までご連絡下さい。

### ハトネッツ事故センター

- 万一事故が発生したとき  
フリーダイヤル

 **0120-766-090**

受付時間／24時間、365日受付・対応

### ご契約内容に関する お問合せ

- ご相談窓口

**ハトネッツ少額短期保険(株)**

 **043-243-5810**

受付時間／平日 10:00～17:00

### ご契約内容に関するご確認

- インターネットで保険内容が確認できます。

<https://www.hatossi.net>





お問い合わせ先（取扱代理店）



一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会が100%出資設立した

**ハトネッツ少額短期保険株式会社**

〒260-0024

千葉市中央区中央港 1-17-3 千葉県宅建会館

TEL 043-243-5810 FAX 043-332-8735

<https://www.hatossi.net>